

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年9月28日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

磯子ポンプ場No. 1除塵コンベヤ緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

磯子区磯子二丁目29番19号ほか1か所

3 契約日

令和2年5月8日

4 履行日又は履行期間

令和2年5月8日から令和2年8月11日まで

5 契約金額

¥20,845,000.-（うち消費税及び地方消費税額 ¥1,895,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 JFEテクノス株式会社 代表取締役 吉田 誠太郎

所在 横浜市鶴見区末広町2-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は、No. 1除塵コンベヤが故障し運転できなくなったことにより、ポンプの運転に支障をきたし、正常な汚水の送水及び雨水の排水が出来ません。その結果、市民生活に多大な支障をきたすことから、緊急に機能を回復するため修理する必要があり、本工事を緊急に施工できる体制を有している業者と随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

JFEテクノス株式会社は、当該設備の修理工事を行った実績があり、仕様及び機能を熟知しているため、早期の対応が可能であり、施工能力を有した事業者です。

したがって、本工事を緊急に施工できる体制を有しているJFEテクノス株式会社と随意契約を行いました。

9 所管課

環境創造局 下水道施設部 南部水再生センター